

## 自動車税の減免申請を受け付けます

税務課 73-3006  
県税事務所自動車税課 087-806-0314

障害者手帳などの交付を受けている人で、一定の条件を満たす場合は、申請をすると、本人や家族が運転する自動車などにかかる税金が減免になります。  
※すでに減免を受けている人は、申請事項に変更がない限り、再申請は不要です。  
※令和7年度中に車を買って替えた人は、新しい車で再申請が必要です。

### 《市税》令和8年度軽自動車税

申請期限 5月25日(月)まで

受付場所 税務課または各支所

※自動車税《県税》の減免を受けている人は、軽自動車税《市税》の減免申請はできません。

### 《県税》令和8年度自動車税

申請期限 5月27日(水)まで

受付場所 県税事務所自動車税課

※必ず事前に、お問い合わせください。

### 県税の出張受付を行います

日時 4月8日(水)、15日(水)、5月20日(水)  
9:00~16:00  
場所 西讃県民センター(三豊合同庁舎)

## 事前にご相談ください 鳥獣被害防止対策に補助金を交付します

農林水産課 73-3040

### 農林水産業振興事業

イノシシやアライグマ、ニホンザルなどによる農業被害対策として、市内在住者に補助金を交付します。  
※購入後の申請は対象外です。

申請期限 令和9年1月29日(金)まで



事業名	補助内容	補助率
被害対策用ネット等設置事業	市内にある水田や畑の農作物を、イノシシなどから守るための金網、ネット、電気柵などの材料費用	事業費の1/2以内(上限額20万円) ※受益戸数2戸以上で、一体的に整備する場合は、事業費の2/3以内(上限額30万円)
狩猟免許等取得補助事業	受験申請時における診断書発行料、予備講習会受講料、試験費用 ※狩猟免許を新規に取得し、市鳥獣被害対策実施隊員として活動する意志がある場合	事業費の10/10以内
駆除用罟具等購入補助事業	市内有害捕獲許可者が設置する、くくり罟や箱わななどの購入費用	事業費の1/2以内 ※上限あり

### 地域ぐるみ鳥獣被害防止対策事業

継続して鳥獣被害対策を実施する『中山間地域等直接支払交付金・多面的機能支払交付金』の協定集落および農家を含む自治会を支援します。  
地域ぐるみで組織的に、「農地を含んだ侵入防止柵の整備」「鳥獣捕獲」「鳥獣被害対策勉強会」の全ての活動を行うことが条件です。

申請期限 11月30日(月)まで

事業名	補助内容	補助率
集落防護柵設置	・侵入防止柵など設置に対する資材費用	事業費の10/10以内(上限額150万円)
地域ぐるみで取り組む鳥獣被害防止対策	・捕獲器材費用 ・追払機材の導入費用	事業費の1/2以内(上限額50万円)



▲ワイヤーメッシュ柵



▲電気柵

## 4月から国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の仮徴収が始まります

税務課 73-3006

### 仮徴収(公的年金からの天引き)

年間の保険税(料)額が決定する前に、4~8月の年金支給日に、保険税(料)を公的年金から天引きする制度です。

新規対象者には、4月上旬に通知を送付します。

※4月から新たに天引きが始まる人は、令和6年中の所得を基に仮計算された保険料の1/6相当の額になります。(介護保険料・後期高齢者医療保険料のみ)

※令和8年度の保険税(料)額が決定後、10月以降の天引き分で、残りの保険税(料)額を調整します。

### 年間保険税(料)の仮徴収と本徴収の時期・金額

年金支給月	天引きされる金額
仮徴収 4月 6月 8月	2月と同額
本徴収 10月 12月 翌年2月	年間保険税(料)額のうち、仮徴収で納められなかった額を3等分

### 納付方法

#### 公的年金から天引きの場合

日本年金機構による天引き可能対象者が決まり次第、自動的に始まります。



#### 納付書または口座振替の場合

年間の保険税(料)額の決定後、7月から納付書または口座振替による納付が始まります。  
※国民健康保険税・後期高齢者医療保険料は、年金天引きを停止して口座振替に変更することができます。希望者は、税務課または各支所へお申し出ください。

### 令和8年度 後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料は、全員が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて決まる「所得割額」の合計額です。保険料率は、2年ごとに見直しを行い、都道府県ごとに決定するため、県内全ての市町は、同率です。

4月からは、子ども・子育て支援金制度が施行され、これまでの「医療分」とは別に、「子ども・子育て支援分」の保険料が新たに設けられます。

### 令和8年度の保険料率

区分	医療分	子ども・子育て支援分	合計
均等割額	58,000円	1,300円	59,300円
所得割率	9.93%	0.25%	10.18%

※賦課限度額(負担額の上限)  
・医療分の限度額は85万円  
・子ども・子育て支援分の限度額は21,000円

保険料額の通知 個人ごとの保険料額は、7月中旬に送付する保険料額決定通知書でお知らせします。

### 均等割額の軽減

世帯の被保険者全員と世帯主の総所得金額などの合計額で、均等割額の軽減割合を判定します。

#### 均等割額の軽減判定 ★一定の給与所得者、公的年金の支給を受ける人

均等割の軽減割合		対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)
医療分7.2割	子ども・子育て支援分7割	43万円+10万円×(★給与所得者等の数-1)以下
5割		43万円+(31万円×世帯の被保険者数)+(10万円×(★給与所得者等の数-1))以下
2割		43万円+(57万円×世帯の被保険者数)+(10万円×(★給与所得者等の数-1))以下

※賦課期日(4月1日)の世帯状況で判定しますが、年度途中で被保険者になった人は、資格取得日が賦課期日になります。

※65歳以上の人は、公的年金所得の最大15万円を控除します。